

令和4年度水戸・勝田都市計画事業 東部第2土地区画整理事業特別会計予算

令和4年度ひたちなか市の水戸・勝田都市計画事業東部第2土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ580,965千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年 3月 2日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和 年 月 日 議決

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		189
	1. 使用料	79
	2. 手数料	110
2. 国庫支出金		5,500
	1. 国庫補助金	5,500
4. 財産収入		1,000
	1. 財産売却収入	1,000
5. 繰入金		544,362
	1. 繰入金	544,362
6. 繰越金		1,000
	1. 繰越金	1,000
7. 諸収入		14
	1. 雑入	13
	2. 市預金利子	1
8. 市債		28,900
	1. 市債	28,900
歳 入 合 計		580,965

(歳出)

款	項	金額
1. 区画整理事業費		414,339
	1. 東部第2土地区画整理事業費	414,339
2. 公債費		165,626
	1. 公債費	165,626
3. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出 合 計		580,965

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
東部第2公共団体交付金事業費	28,900	普通貸借 又は証券 発行(た だし、証 券発行の 場合にお いて発行 価格が額 面金額を 下回ると きは、そ れぞれの 発行価格 差減額を 埋めるた めに必要 な金額を 限度額に 加算した 金額を限 度額とす る)	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金に ついては、 その融資 条件によ り、銀行 その他の 場合には、 その債権 者と協定 するところ による。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還若 しくは低利 に借り換え ることができる。
合 計	28,900			